

ヒグマ人身事故発生時の対応方針（案）

北海道ヒグマ管理計画に基づき、ヒグマによる人身事故の発生の防止に努めることとしているが、事故が発生した場合の対応及び情報の取扱い等に関しては、本方針に基づき実施するものとする。

1 連絡体制の整備

各（総合）振興局（以下、「振興局」）は、ヒグマ対策連絡協議会などの機会を活用し、ヒグマによる人身事故が発生した場合に備え、夜間や休日等も含め、振興局・市町村・警察・猟友会等の関係機関が速やかに情報を共有できる体制を整備する。

また、環境生活部と振興局においては、特に夜間や休日等の閉庁時の相互の連絡体制を整備する。

2 事故発生時の対応

(1) 職員の派遣

振興局は、ヒグマによる人身被害が発生した場合、原則として担当職員を対策本部等（市役所・町村役場等）に派遣し、関係機関からの情報収集に努める。

また、振興局は、原則として、関係機関と連携し発生後速やかに現地を確認する。

(2) 情報の伝達

振興局は、被害発生 の情報を入手した場合は詳細情報の入手を待たず、発生 の事実を環境生活部環境局生物多様性保全課動物管理グループ（以下、「動物管理 G」）に速やかに連絡する（電話速報）とともに、別紙様式により第一報を FAX 又は電子メールで動物管理 G に送信する。

その後、新たな情報を入手次第、随時、別紙様式により第二報以降を動物管理 G に送信する。

(3) 対応

振興局は、発生状況に応じて、捕獲許可や地域住民等の安全確保を図る方策の実施について関係機関と調整するとともに、同一個体による二次被害等を防ぐための取組を行う。

〔二次被害等防止のための取組の例〕

項目	関係機関
住民等への周知	市町村、振興局
捕獲許可、捕獲作業 加害個体の特定（毛根採取等）	振興局、市町村
加害個体の搜索及び捕獲	市町村、猟友会
立入り制限	土地管理者、警察
道路通行制限	道路管理者、警察

(4) 専門家からの助言

環境生活部は、必要に応じて地方独立行政法人北海道立総合研究機構環境・地質研究本部のヒグマに関する研究職員（以下「道総研研究職員」という。）及び北海道ヒグマ保護管理検討会委員に入手した情報を随時提示するとともに、対応についての助言を求めるものとする。

3 事後調査

環境生活部は、人身事故発生 の原因等を検証するため、関係機関の協力のもと、現地調査（加害個体特定のための毛根等の回収を含む。）及び被害者などの関係者への聞き取り調査を行う。

事後調査の実施に当たっては、道総研研究職員が立ち会うこととする。なお、道総研研究職員が長期不在等の理由に事後調査に立ち会えない場合は、北海道ヒグマ保護管理検討会の道内在住委員に立会を依頼するなど、調査時期を逸しないように努めるものとする。

協力依頼を受けたヒグマの専門家は、事後調査実施後、クマ類人身事故調査マニュアル（日本クマネットワーク 2011 年 3 月）に基づき結果を取りまとめる。

4 概要情報の公表等

環境生活部は、原則、事故発生 1 週間後までに、事故の概要に関する次の情報を公表する。

公表は、関係機関への通知、道 HP での掲示、報道機関発表などにより行う。

〔公表する情報〕

項目	内容
発生日時	
発生場所	
被害者	居住市町村、年齢、性別
発生状況	被害者の行動、加害個体の行動
加害個体	頭数、大きさ、前足跡幅等
対応状況	加害個体捜索、安全確保など

5 再発防止策の検討

環境生活部は、事後調査結果について北海道ヒグマ保護管理検討会に報告するとともに、同検討会において再発防止策等について検討し、その結果を取りまとめ公開するものとする。

本方針は平成 年 月 日より施行する。

ヒグマ人身事故発生報告（第 報）

月 日 時 分現在

発生日時	月 日 午前・午後 時 分(頃)			
発生場所	市町村			
被害者 (複数の場合は別紙に同内容を記載)	住所			
	(ふりがな) 氏名	()		
		男・女	歳	職業:
	死傷の別	死亡 ・ 負傷 ・ 不明		
	症状			
	搬入先病院等			
発生状況	被害者の行動(鳴り物所持の有無含む)、加害個体の行動、通報の経緯、など			
加害個体	頭数、大きさ、子連れの有無、前掌幅数値など ※個体特定のための毛根等の回収の有無			
対応状況	加害個体 捜索 (実績及び予定)	捜索活動の内容(機関別出動人数など)、捜索結果など		
	安全確保 (実績及び予定)	住民や児童生徒等を対象とする活動内容等(巡回、広報車、チラシ配付など)		
	その他			

*前報から記載内容を追加したり修正したりした場合は右端の欄に○を付ける。